

令和 7 年 3 月 1 2 日

第五種共同漁業権魚種の増殖目標量について

委員会が定める増殖目標量は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう増殖量の目標として設定し、公示するもの。

当県では、平成15年度の漁業権切替え時以降、漁業権の条件として「生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。」こととしており、上限値としての役割も付加している。

令和 7 年度における第五種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量の案は以下のとおり。

※ 令和 7 年度の各漁協の増殖計画は、増殖指針量の範囲内だったため、概ね令和 7 年度の各漁協の増殖計画のとおりとしています。

※ 増殖目標量は、設定次第、各漁協に通知するとともに、インターネットにおいて公示します。

【令和 7 年度 増殖目標量 (案)】

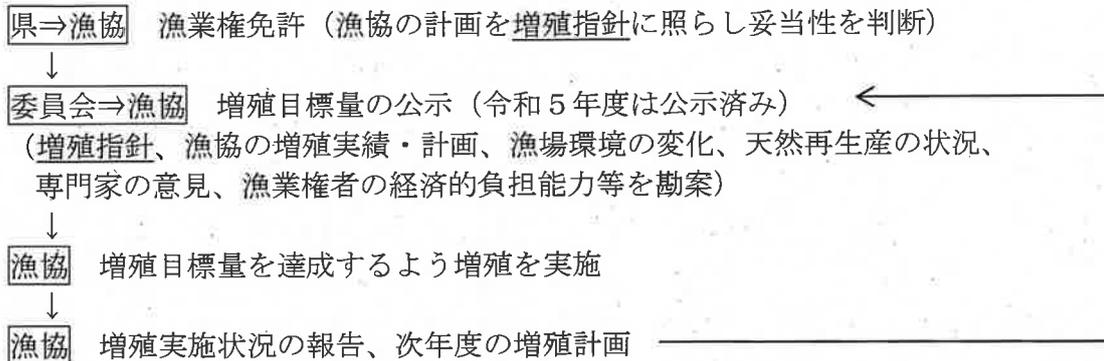
| 免許番号 | 漁業権者の名称 | 漁場の区域 | 漁業権魚種 | 増殖方法 | 増殖目標量 |
|---------|-------------|------------|-------------------------|--------------------|---------------------------|
| 内共第 1 号 | 千代川漁業協同組合 | 千代川水系に係る河川 | あゆ | 種苗の放流 | 7 2 万 5 千尾 |
| | | | | 産卵場の造成 | 6, 0 0 0 m ² |
| | | | 溪流魚 | 種苗の放流 | 8 万 2 千尾 |
| | | | | 親魚の放流 | 1. 5 千尾 (雌雄混在) |
| | | | 産卵場の造成 | 4 7 m ² | |
| 内共第 2 号 | 天神川漁業協同組合 | 天神川水系に係る河川 | あゆ | 種苗の放流 | 1 6 万尾 |
| | | | | 溪流魚 | 〃 |
| | | | | 産卵場の造成 | 1 0 m ² |
| 内共第 3 号 | 日野川水系漁業協同組合 | 日野川水系に係る河川 | あゆ | 種苗の放流 | 1 0 0 万尾 |
| | | | | 産卵場の造成 | 1 3, 0 0 0 m ² |
| | | | 溪流魚 | 種苗の放流 | 4 万 8 千尾 |
| | | | | 産卵場の造成 | 1, 2 0 0 m ² |
| | うなぎ | 種苗の放流 | 4 0 kg | | |
| 内共第 4 号 | 湖山池漁業協同組合 | 湖山池 | うなぎ | 〃 | 3 0 kg |
| | | | | ふな | 〃 |
| | | | | 産卵床の造成 | 3 箇所 |
| | | | わかさぎ | 〃 | 1 箇所 |
| | | | しらうお | 〃 | 6 0 0 m ² |
| | えび | 〃 | 2, 0 0 0 m ² | | |
| 内共第 5 号 | 東郷湖漁業協同組合 | 東郷池 | うなぎ | 種苗の放流 | 6 0 kg |
| | | | | ふな | 〃 |
| | | | わかさぎ | 産卵床の造成 | 1 5 0 m ² |
| | | | しらうお | 〃 | 2, 0 0 0 m ² |
| | | | えび | 〃 | 2, 0 0 0 m ² |
| | | | ぼら・すずき | 天然遡上支援のための障害物除去 | 1 回 (3 月) |

注 溪流魚は、やまめ (さくらますを含む。) 、いwana、あまご (さつきますを含む。) 及びにじますの合計を指す。

内水面における第五種共同漁業における増殖について

漁業法第168条により、内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならず、また、同法第169条により漁業権の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、一定の手続きを経て、県はその漁業権を取り消さなければなりません。

【漁業権者による増殖実施の流れ】



《漁業権者の増殖実施が目標増殖量等を達していない場合》

県は当該目標増殖量等を検討し、当該年度における水面の生産力、種苗供給状況、当該漁業権者の経済的負担能力等を勘案して、委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、当該漁業権者に対し当該計画に従って増殖するよう命じる。

（命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。）

（なお、震災、原発事故又は豪雨等の天災による漁場の荒廃の影響により、増殖を行う意思があっても、漁業権者の責めに帰することができない事由により、実際に増殖行為を行うことができない場合については、「免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認める」必要はない。）

《増殖指針について》 …別紙

増殖指針は、県が漁業権を免許する際の基準として公表する第五種共同漁業権が設定された内水面漁場における水産動植物の種類に応じた増殖方法、増殖規模等を内容とするもの。

当県では、漁業権を免許する際の基準としての活用のほか、漁業権の存続期間中、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が、毎年度各漁業権者に示す目標増殖量を決定する際、及び、各漁協が増殖計画を作成する際の目安として活用している。

なお、この指針は、免許する際の基準のため、免許期間中、固定化して考えるべきものではない。

《委員会が公示する増殖目標量の位置づけ》

漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう増殖量の目標として設定するものだが、当県では、平成15年度の漁業権切替え時以降、漁業権の条件として「生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。」こととしており、上限値としての役割も付加している。

(参考：水産庁技術的助言より)

1 法第 168 条でいう「増殖」について

- ①採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等の消極的行為に該当するものは含まれない。
- ②増殖に当たっては、漁場の環境収容力や利用状況に応じて、適切な採捕規制や漁場環境の保全・改善を実施し、これにあわせて①の積極的人為手段による増殖行為を行うようにする。
- ③漁場管理又は漁業取締り上、漁業権の対象魚種と密接な関係がある魚種であっても、その魚種自体を増殖する行為がなければ漁業権の免許対象とはならない。

2 その他「増殖」に当たっての留意事項

- ①水面固有の在来個体群は遺伝的多様性の保全の観点から重要であるため、在来個体群が生息している場合には、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流に際しては、当該河川湖沼における在来個体群の繁殖保護に留意する。
- ②組合による増殖事業は内水面の水産資源の維持及び増大に大きな貢献をしているところであり、この努力を広く国民に知らしめるとともに、内水面の現場において遊漁者の理解を得ることは漁業制度を円滑に運用する上で極めて有用なため、水産動植物の増殖や漁場の管理の内容等を組合発行の遊漁承認証の裏面を活用して公表する等、組合による積極的な情報開示をいただきたい。
- ③内水面における漁場の管理に関して、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため必要な場合には、組合、地域住民、遊漁者等に対し、密放流等の違反に関する情報提供等についての協力依頼、関係者に対する委員会の指示、さらに委員会と連携した適時適正な指導が行われるよう配慮する。

【根拠法令】漁業法抜粋

(内水面における第五種共同漁業の免許)

第 168 条 内水面における第五種共同漁業（第 60 条第 5 項第五号に掲げる第五種共同漁業をいう。次条第 1 項及び第 170 条第 1 項において同じ。）は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

第 169 条 都道府県知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会（第 171 条第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、同条第 4 項ただし書の規定により当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会。次条第 4 項及び第 6 項において同じ。）の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従つて水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

3～4 略

鳥取県内水面漁場計画第五種共同漁業権に係る増殖指針

鳥取県内水面漁場計画に定める第五種共同漁業権の免許を受けた者(以下「漁業権者」という。)が漁業法(以下「法」という。)第168条の規定に基づき、当該内水面において水産動植物の増殖を行う際の当該内水面漁場における水産動植物の種類に応じた増殖方法、増殖規模等は次のとおりとし、漁業権免許の可否を判断する際の基準とする。

なお、漁業権取得後は、漁業権者は、毎年度、鳥取県内水面漁場管理委員会が公示する増殖目標量を達成するよう増殖を実施すること。

また、産卵場造成、親魚放流の導入、継続実施に当たっては、「溪流魚の増やし方～放流と自然繁殖を上手に使いこなす～」(平成25年3月水産庁)、「アユの人工産卵床の作り方」「溪流魚の人工産卵場の作り方」、「コイ・フナの人工産卵床の作り方」(以上、水産庁・独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所)等を参考とするほか、県栽培漁業センター等専門機関の指導等を受けて実施するよう努める。

1 増殖方法

(1) あゆ

種苗放流を基本とするが、増殖量の一部を「156尾/㎡」により産卵場造成により換えることができる。

汲み上げ放流については、下限に届かない場合のみ含めることとする。

(2) 溪流魚

(やまめ(さくらすを含む。)、いwana、あまご(さつきますを含む。)、にじます)

種苗放流を基本とするが、増殖量の一部を産卵場造成「45尾/㎡」、親魚放流「28尾/メス1尾」(※1)により換えることができる。

なお、繁殖保護のため、禁漁とする支流の設定や輪番禁漁等も増殖に有効(※2)であるが、現時点ではその効果は対象河川により大きく異なることが想定されることから、今後、その効果が定量化された場合において、増殖量の一部に換えることも検討する。

※1 産卵期に産卵場へ親魚(メス:イwana全長25cm、ヤマメ全長20cm程度)を放流するものを対象とする。

※2 自然繁殖がなされている支流を禁漁とすることで禁漁区で育った天然・野生の溪流魚の稚魚が下流の入漁区へしみ出す効果がある。遊漁規則への規定や看板設置、漁場監視活動と合わせて実施する。繁殖環境が整い管理が行き届いている漁場であれば、キャッチ&リリース区でも効果がみられる事例もある。

(3) こい

種苗放流を基本とするが、コイヘルペスウイルス病のまん延防止対策として放流を控える。

(4) うなぎ

種苗放流を基本とする。

(5) ふな

種苗放流を基本とするが、増殖量の一部を産卵床造成「382尾/㎡」により換えることができる。今後、効果を検証しながら、より効果的な方法を検討する。

(6) わかさぎ

わかさぎ資源の低迷は、近年の夏の高水温が影響している可能性が高く、現時点で放流量を増やしても夏場に水温が異常に上昇すれば減少してしまうため、当面の間、産卵床造成による増殖を行い、資源の維持・増大を図る。

産卵床の造成に当たっては、効果が期待される流入河川を中心に集中的な産卵床造成を行う。

(7) しらうお、えび

産卵床造成を基本とする。

(8) ぼら、すずき

天然遡上を支援するための障害物除去を基本とする。

2 増殖規模

| 漁場 | 魚種 | 増殖指針量 | 備考 |
|-----|-------|---------------------|---|
| 千代川 | あゆ | 38万尾～391万尾 | 増殖量の一部を産卵場造成により換えることができる。汲み上げ放流は、下限に届かない場合のみ含める。 |
| | 溪流魚 | 7万3千～41万3千尾 | 増殖量の一部を産卵場造成、親魚放流により換えることができる。 |
| | こい | — | KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。 |
| 天神川 | あゆ | 8万尾～60万尾 | 増殖量の一部を産卵場造成により換えることができる。汲み上げ放流は、下限に届かない場合のみ含める。 |
| | 溪流魚 | 3万1千尾～17万7千尾 | 増殖量の一部を産卵場造成、親魚放流により換えることができる。 |
| | こい | — | KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。 |
| 日野川 | あゆ | 19万尾～322万尾 | 増殖量の一部を産卵場造成により換えることができる。汲み上げ放流は、下限に届かない場合のみ含める。 |
| | 溪流魚 | 7万6千尾～43万尾 | 増殖量の一部を産卵場造成、親魚放流により換えることができる。 |
| | こい | — | KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。 |
| | うなぎ | 40kg | 稚魚の調達が年々困難になってきており、稚魚の価格の高騰などによる漁協の経営の圧迫なども懸念されることから、平成24年度の実績を維持。 |
| 湖山池 | こい | — | KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。 |
| | ふな | 産卵床造成：4か所 | 湖山池は、塩分導入により池内の環境が変化しつつあることから、指針量は積算せず、効果を検証しつつ、平成24年度の実績を維持する。 |
| | うなぎ | 30kg | 〃 |
| | わかさぎ | 産卵床造成 | 近年、放流用卵の調達が困難であること、わかさぎ資源の低迷は、近年の夏の高水温が影響している可能性が高く、放流しても夏場に水温が異常に上昇すれば効果がない可能性が高いため、当面の間、放流は見合わせ、産卵床造成により増殖を行う。また、湖山池は、塩分導入により池内の環境が変化しつつあることから、指針量は積算しない。 |
| | しらうお | 産卵床造成：600㎡ | 湖山池は、塩分導入により池内の環境が変化しつつあることから、指針量は積算せず、効果を検証しつつ、平成24年度の実績を維持する。 |
| | えび | 産卵床造成：2,000㎡ | 〃 |
| 東郷池 | こい | — | KHV病まん延防止対策として、増殖を控える。 |
| | ふな | 3万尾以上 | 増殖量の一部を産卵床造成により換えることができる。 (効果を検証しつつ、産卵場造成の効果が高ければ、放流から産卵床の造成に移行) |
| | うなぎ | 50kg | 稚魚の調達が年々困難になってきており、稚魚の価格の高騰などによる漁協の経営の圧迫なども懸念されることから、平成24年度の実績を維持。 |
| | わかさぎ | 産卵床造成：150㎡以上 | わかさぎ資源の低迷は、近年の夏の高水温が影響している可能性が高く、放流しても夏場に水温が異常に上昇すれば効果がない可能性が高いため、当面の間、放流は見合わせ、産卵床造成により増殖を行う。 |
| | しらうお | 産卵床造成：400㎡以上 | |
| | えび | 産卵床造成：1,000㎡以上 | |
| | ぼらすずき | 天然遡上を支援(障害物除去)：1回以上 | ぼらの遡上時期…11月～4月 すずきの遡上時期…3月～4月 |

各内水面漁業協同組合代表理事組合長 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 鈴木 由香利
(公 印 省 略)

鳥取県内水面漁場計画第五種共同漁業権に係る増殖指針について
(通知)

漁業法第168条及び第169条の規定により、第五種共同漁業の免許を受けた者は当該内水面において当該漁業の対象となる水産動植物の増殖を行うことが必要であり、増殖を怠った場合には、県はその漁業権は取り消さなければなりません。

令和5年9月1日からの第五種共同漁業権の免許の可否の基準として、別添のとおり水産動植物の種類に応じた増殖方法、増殖規模等を内容とする増殖指針を定めました。

資源の増殖を行う際は、別途、鳥取県内水面漁場管理委員会が増殖目標量を定め、公示しますので、当該目標量を達成するよう計画的に行うとともに、漁業権免許の条件として「生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする」こととされていること及び下記に留意し行ってください。

なお、毎年の増殖目標量を定める際は、この指針のほか、漁場環境の変化、天然再生産、災害による漁場の荒廃等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績、漁業権者の経済的負担能力を勘案し、適正なものとするよう考慮され、その効果に根拠があると認められる手法については指針に示す増殖の内容への置き換え等について検討しますので、指針に定める増殖方法、規模等以外の増殖について検討される場合は事前に御相談ください。

記

- 1 法第168条でいう「増殖」とは、採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成等の繁殖のための施設の設置や水産資源の遡上の確保等もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしませんが、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等の消極的行為に該当するものは含まれません。

- 2 増殖に当たっては、漁場の環境収容力や利用状況に応じて、適切な採捕規制や漁場環境の保全・改善を実施し、これにあわせて1の積極的人為手段による増殖行為を行うようにしてください。なお、漁業権の免許対象とした魚種自体を増殖する行為が必要であり、対象魚種と密接な関係がある魚種について増殖行為が行われたとしてもその増殖行為は当該漁業権対象魚種の増殖とは認められません。
- 3 水面固有の在来個体群は遺伝的多様性の保全の観点から重要であるため、在来個体群が生息している場合には、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流に際しては、当該河川湖沼における在来個体群の繁殖保護に留意してください。
- 4 組合による増殖事業は内水面の水産資源の維持及び増大に大きな貢献をしており、この努力を広く知らしめるとともに、内水面の現場において遊漁者の理解を得ることは漁業制度を円滑に運用する上で極めて有用ですので、水産動植物の増殖や漁場の管理の内容等を組合発行の遊漁承認証の裏面を活用して公表する、組合のホームページに掲載する等、組合による積極的な情報開示について御検討ください。

| |
|---------------------|
| 担 当：漁業調整課漁業調整担当 本田 |
| 電 話：0857-26-7339 |
| ファクシミリ：0857-26-8131 |